◎借地借家法の一部を改正する法律

(平成一九年一二月二一日法律第一三二号)(衆)

一、**提案理由**(平成一九年一二月一一日・衆議院本会議)

ただいま議題となりました法律案につきまし

て、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○下村博文君

年以上二十年以下の間でしか設定することができません。過すれば確定的に終了する事業用の定期借地権は、存続期間十現行の借地借家法では、更新等がなく契約上の存続期間が経

す。

摘されております。 に応じた存続期間の設定を可能とするよう見直しの必要性が指に集中し、各方面からも事業用の定期借地権について償却期間を集中し、各方面からも事業用の定期借地権の利用例も上限の二十年多く、これまでの事業用の定期借地権の利用例も上限の二十年を超えるものがしかしながら、建物の減価償却期間は二十年を超えるものが

ものであります。を設定する場合に、その存続期間を十年以上五十年未満とする内容は、専ら事業の用に供する建物の所有を目的として借地権本案は、こうしたニーズにこたえるためのもので、その主な

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

借地借家法の一部を改正する法律

もって委員会提出の法律案とすることに決したものでありま本案は、去る十二月七日の法務委員会において、全会一致を

い申し上げます。 何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願

二、参議院法務委員長報告(平成一九年一二月一四

日

て、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま○木庭健太郎君─ただいま議題となりました法律案につきまし

て、最近における社会経済情勢の変化に伴う土地の利用形態の本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまし

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案ど「大変員より本法案に反対する旨の意見が述べられました。」では、衆議院法務委員長下村博文君より趣地権の存続期間の上限を引き上げようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。

おり可決すべきものと決定いたしました。

衆議院においては、委員会の審査は省略された。

注